

船員法施行規則の一部を改正する省令について

平成 15 年 7 月
海事局船員労働環境課

．雇入契約の公認関係

1．改正の背景

船員法（以下「法」という。）は、海上労働の特殊性を考慮し、船員の労働保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗組む前に行政庁が予めその労働条件の適法性等を確認する雇入契約の公認の制度を設けています。

具体的には、船員と船舶所有者の間に雇入契約の成立等があったときは、遅滞なく地方運輸局等に雇入契約の公認を申請する（法第 37 条）こととされており、地方運輸局等は、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反することがないかどうか、又、当事者の合意が十分であったかどうかを審査する（法第 38 条）ものとしています。

雇入契約の公認の手続については、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）において、船長は契約内容に変更がある毎に地方運輸局等の窓口へ申請を行うこととされているため、申請者の負担が大きいことから簡素化が求められているところです。

今般、雇入契約の公認の手続の新たな簡素化の手段として、労務管理が適切に行われており、電子情報処理組織を用いることにより、地方運輸局の事務所が即時に労働条件を確認することができる船舶所有者は、許可を受けることにより、当該許可に係る船舶について雇入契約の公認の手続を緩和することができる制度を設けることとします。

2．改正の概要

雇入契約の公認について、労働協約又は就業規則の定めに基づき労務管理が適切に行われており、かつ、電子情報処理組織を使用して登録することにより船員の乗組みの状態を地方運輸局の事務所が即時に確認することができること、を満たす同一船舶所有者に係る船舶については、船舶所有者が許可を受けることにより、当該許可に係る船舶内における雇入契約の変更等ごとの窓口への公認の申請手続を免除することとします。

．旅客名簿関係

1．改正の背景

船員法第 18 条は、海難発生時の救助や補償を円滑に行うことを目的として、旅客名簿を船内に備え置くことを義務付けています。一方、旅客名簿については、昨年 7 月に、最も近い陸地から 20 海里以内を航行する船舶について旅客名簿の備置を不要とすること等を内容とする海上人命安全条約（SOLAS 条約）の改正が行われたところであり、これに伴い、国内各港間を航行する船舶については旅客名簿備置義務の簡素化を行ったところです。国際航海に従事する船舶については、SOLAS 条約との整合性に配慮した制度とすべく検討・調整を行ってきました、今回、検討結果を踏まえ改正を行うこととします。

2．改正の概要

陸地から 20 海里以内を航行する船舶について、旅客名簿の備置義務を免除すること等の改正を行います。

．スケジュール

公布：平成 15 年 8 月 1 日（予定）

施行：公布日に同じ